

広島県告示第六百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県安芸郡海田町国信二丁目、同町国信二丁目、同町成本、同町石原、同町畝一丁目、同町畝二丁目、同町寺迫一丁目、同町寺迫二丁目、同町稲葉、同町中店及び同町浜角地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
成本五（四八六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	成本五（四八六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石原五（六七四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石原五（六七四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畝（六九二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	畝（六九二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畝二丁目八（六七五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	畝二丁目八（六七五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国信二丁目一五（六八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	国信二丁目一五（六八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国信二丁目一〇（六九三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	国信二丁目一〇（六九三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国信一丁目一四（六七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	国信一丁目一四（六七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺迫二丁目六（六九三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	寺迫二丁目六（六九三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉七（六二五四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	稲葉七（六二五四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

安井谷川（一七）	瀬野川支川（六三四一）	大迫川（二六）	大迫川右支川（二五）	尾崎川支川（三）	楠木谷川（一三）	赤羽川（二）	森川（二一）	東石原川（一〇）	石原川（九隣）	石原川（九）	番障子川（八一）	番障子川（八一）	岡之谷川（七）	瀬野川支川（六）	奥之谷川（五）	寺迫一丁目八（六八一）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
安井谷川（一七）	瀬野川支川（六三四一）			尾崎川支川（三）	楠木谷川（一三）		森川（二一）	東石原川（一〇）	石原川（九隣）	石原川（九）	番障子川（八一）		岡之谷川（七）	瀬野川支川（六）	奥之谷川（五）	寺迫一丁目八（六八一）
土石流	土石流			土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

瀬野川支川 (二四五)	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川 (二四五)	土石流	次の図のとおり
国信谷川 (一九一一)	土石流	次の図のとおり	国信谷川 (一九一一)	土石流	次の図のとおり
国信谷川 (一九一二)	土石流	次の図のとおり	瀬野川支川 (六三四二)	土石流	次の図のとおり
瀬野川支川 (六三四二)	土石流	次の図のとおり			
東唐谷川 (一一〇)	土石流	次の図のとおり	東唐谷川 (一一〇)	土石流	次の図のとおり
東唐谷川 (一一〇隣)	土石流	次の図のとおり	金丸川 (一二)	土石流	次の図のとおり
金丸川 (一二)	土石流	次の図のとおり			
迫之谷川 (一一三)	土石流	次の図のとおり	迫之谷川 (一一三)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。